

電子契約の全庁導入について

電子契約につき、これまで経営企画課において取り扱う契約のみを対象としていましたが、更なる事業者の利便性向上と事務の効率化を図るため、令和7年9月1日より担当課において取り扱う契約も対象とします。

1 電子契約の対象となる契約

令和7年8月31日まで

経営企画課において取り扱うすべての契約

令和7年9月1日より

八千代市上下水道局において取り扱うすべての契約

※事業用定期借地権の設定契約等、法令上書面契約が義務付けられているものは除きます。

2 電子契約を利用するとき

電子契約を希望する場合、案件ごとに別添の「電子契約利用申出書」を提出していただきます。電子契約を希望しない場合、提出の必要はありません。従来どおり紙の契約書での契約となります。

3 電子契約利用申出書の提出方法

(1) 事後審査型一般競争入札の場合

落札候補者となった際に、事後審査資料と一緒に電子入札システムで提出してください。

(2) 指名競争入札、事前審査型一般競争入札の場合

落札決定後、以下のメールアドレスへ提出してください。

経営企画課：keieil@city.yachiyo.chiba.jp

(3) 随意契約の場合

見積提出依頼のあった後、経営企画課（担当課契約の場合は事業担当課）へメールで提出してください。

4 契約保証及び前払金保証等の電子化について

書面で提出いただいていた保証証書等について、電子による取り扱いをしています。なお、従来どおり紙の保証証書等による提出も可能です。

5 詳細は八千代市ホームページからご確認ください

(1) 電子契約の全庁導入について

URL：<https://www.city.yachiyo.lg.jp/soshiki/17/54509.html>

(2) 電子契約および電子保証の導入に関する事業者説明会を開催しました

URL：<https://www.city.yachiyo.lg.jp/soshiki/17/52513.html>

八千代市上下水道局経営企画課

電話：047-483-6572

メールアドレス：keieil@city.yachiyo.chiba.jp